

第5章 震災対策計画

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、富良野市において発生する地震災害に対処するための総合的な防災対策を定めるものである。

市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、総合的かつ計画的な対策を推進することにより、市民の積極的な協力の下、災害による被害を軽減して、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 被害想定

この計画は、当面本節に掲げる被害地震の想定を前提に作成する。なお、今後地震被害にかかる防災アセスメント等の実施による科学的、学術的調査が施された場合、適切に見直しを図るものとする。

■富良野市の地震に対する特性

日本列島は全体的にプレート運動による圧縮を受けており、北海道の中央部はほぼ東西方向に縮む力を受けている。このため、本道の中央部では圧縮を受けると片方がせりあがる逆断層が南北に走っていて、富良野付近は夕張山地に沿って活断層の密集する富良野断層帯が存在する。

海岸線から距離のある本市ではプレート型地震での被害は少なく、北海道の地域防災計画では最大震度は4程度とされる。しかし、浅い地中を震源とする活断層型地震が発生した場合の被害は甚大なものが予想される。

なお、富良野断層帯では歴史上被害を生じた地震の記録はないが、これは明治以降の地震資料の蓄積が発生周期の長さに満たないためによる。

（資料編5 - 8：北海道内の主な被害地震[1900年以降]）

■富良野市における地震の想定

1. 北海道における想定地震

道計画では、「北海道地域防災計画（令和元年（2019年）5月）」に基づき、下の図及び表に示す30の地震が想定されている。

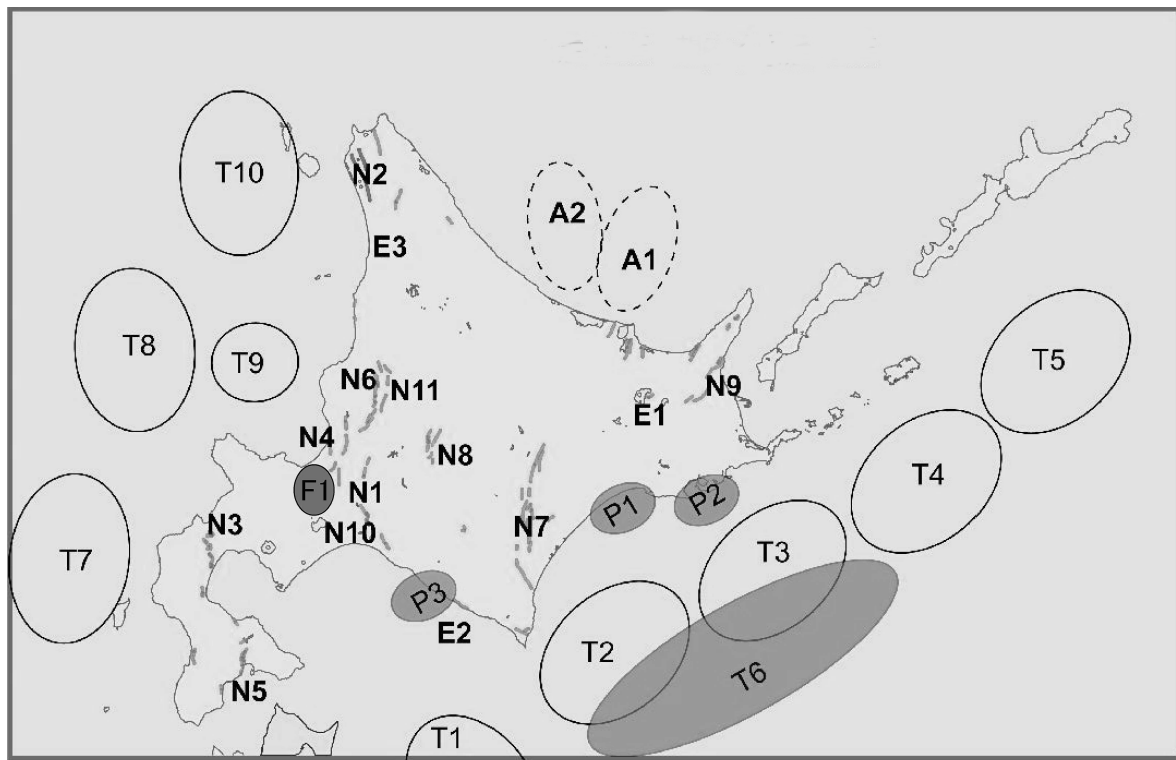
北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸域へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の大きく2つに分けることができる。海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」

のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定されているものは、主に内陸部に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸型地震などがある。

計画ではこれらの想定に加え、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震が整理されました。

また、減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していく想定地震として、下表に示す24地震54断層モデルが選定されている。

■想定される地震の位置図



出典：北海道耐震改修促進計画（令和3年（2021年）4月）

■想定される地震の概要

海溝型地震			内陸型地震					
千島海溝／日本海溝	T1	三陸沖北部	活断層帯	N1	石狩低地東縁主部	活断層帯	N9	標津
	T2	十勝沖			主部北側		N10	石狩低地東縁南部
	T3	根室沖			主部南側		N11	沼田-砂川付近
	T4	色丹島沖		N2	サロベツ	伏在断層	F1	札幌直下
	T5	択捉島沖		N3	黒松内低地			
	T6	500年間隔地震		N4	当別			
日本海東縁部	T7	北海道南西沖		N5	函館平野西縁	震	E1	弟子屈地域
	T8	積丹半島沖		N6	増毛山地東縁		E2	浦河周辺
	T9	留萌沖		N7	十勝平野		E3	道北地域
	T10	北海道北西沖			主部			
プレート内	P1	釧路直下		N8	光地園	海	A1	網走沖
	P2	厚岸直下			富良野			
	P3	日高中部			西部		A2	紋別沖
					東部			

出典：北海道耐震改修促進計画（令和3年（2021年）4月）

■北海道の被害想定の詳細計算のための対象地震（24地震54断層モデル）

※断層モデルの30、45の数値は傾斜角（°）を示す。

対象地震		対象地震	
地震名	断層モデル	地震名	断層モデル
1. 標津断層帯	30_1、45_5	2. 十勝平野断層帯主部	30_3、45_2、45_5
3. 富良野断層帯西部	30_2、30_5、45_3	4. 増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5
5. 沼田-砂川付近の断層帯	30_3、30_4、45_1、45_2、45_3、45_4	6. 当別断層帯	30_2、30_5
7. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（深さ7km）	30_1、30_5、45_1	8. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（深さ3km）	30_2、45_2、45_3、45_5
9. 石狩低地東縁断層帯主部（南）（深さ3km）	45_2、45_5	10. 石狩低地東縁断層帯南部（深さ7km）	30_5
11. 石狩低地東縁断層帯	30_2、30_3、30_5	12. 黒松内低地断層帯南部（深さ3km）	30_5、45_3、45_4
13. 函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	14. サロベツ断層帯（断層延長）	30_2、30_3、30_5
15. 西札幌背斜に関	—	16. 月寒背斜に関連	—

連する断層		する断層	
17. 野幌丘陵断層帯	45_1	18. 根室沖・釧路沖	—
19. 十勝沖の地震	—	20. 三陸沖北部	—
21. 北海道北西沖	No. 2、No. 5	22. 北海道南西沖	No. 2
23. 北海道留萌沖(走向 N193E)	No. 1	24. 北海道留萌沖(走向 N225E)	No. 2

出典：平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書（平成 30 年（2018 年）2 月）

（2）富良野断層帯の評価

富良野断層帯は、富良野盆地の東部及び西部山麓に分布する活断層からなる。それぞれ東及び西傾斜の逆断層であり、**M7.2** 程度の地震の発生が想定される。30 年以内の地震発生確率は最大 **0.03%** である。

（資料編 5 - 9：富良野断層帯の概略位置図）

（資料編 5 - 10：富良野断層帯の主な調査地点）

（資料編 5 - 11：想定地震の地区別震度）

（3）想定地震における富良野市の震度

北海道により選定された 24 地震 54 断層モデルの想定地震のうち、富良野断層帯西部の断層モデル 45_3 の地震が最大となり、震度階級は 7 となる。

2. 全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表で認められていない地震を想定し、その地震規模の上限をマグニチュード 6.9（震度 6 弱）で揺れの大きさを計算している。

■建築物・人的被害の想定

本市において想定する地震から、最大となる富良野断層帯西部の断層モデル 45_3 の地区別平均震度をもとに、建築物・人的被害を算定した場合、全地区を合わせると、建築物の全壊は約 869 棟、半壊は 1,343 棟、冬の早朝の場合の死者数は約 22 人、負傷者は 325 人と想定される。

（資料編 5 - 12：想定地震による地区別建物全壊率）

第3節 被害情報の収集及び報告計画

災害に関する情報を迅速に収集し、被害状況を的確に把握するため、本部の情報収集機能の充実強化を図るとともに、防災関係機関との協力体制を確立し、効率性のある被害状況調査が展開できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

■地震動警報等の発表

気象庁は、次のような地震動警報等を発表する。また、これを報道機関等の協力を求め

て住民等へ周知する。

■地震動警報等の種類

種 類	発表名称	内 容
地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」 又は「緊急地震速報」	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度 6 弱以上の揺れが予想される場合は「特別警報」に位置付け発表する。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの。

■地震情報等の発表

旭川地方気象台は、次のような地震情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生の可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震動発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）

■地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

1. 地震解説資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度4以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。

地震解説資料	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道内及び上川・留萌地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

■災害情報の収集

市長(各対策部)は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて自衛隊、警察署、協定市町村、その他の防災関係機関と緊密な連絡を取り、被害の状況、安否不明者等要救助者の情報、その他災害対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努める。

市内の防災関係機関は、災害・被害に関する情報を収集し、災害対策本部に連絡するとともに、関係機関と相互に連絡をし、被害軽減のための情報を共有する。また、地震による火災発生、建物倒壊等による被害を発見した者、又はその通報を受けた警察官等は、直ちに災害対策本部に通報する。

1. 収集する災害情報

- (1) 火災の発生情報
- (2) 要救出現場状況
- (3) 避難の要否及び避難状況
- (4) 建物の倒壊戸数
- (5) 道路交通障害の発生状況(通行可否)
- (6) 住民の動静
- (7) 被災者の状況
- (8) その他人的被害を及ぼす特異現象の有無(山崩れ, 液状化現象その他)

■災害情報等の伝達

1. 防災関係機関による情報伝達

地震情報等の伝達は、関係機関相互の情報連絡系統図（被害・火災）（別図1 P5-76）により行う。

2. 災害対策本部内の連絡体制

災害対策本部内における地震情報等の伝達については、第3章防災組織に定める手順において行う。

■情報収集伝達の手段

地震災害時の通信連絡は一般公衆電話回線（NTT加入電話）、IP無線機及び防災携帯電話によるが、有線の途絶・輻輳等により、通常の通信手段が利用できない場合においては、富良野市非常通信マニュアルにより通信を確保する他、あらゆる通信手段を利用する。また、必要によりアマチュア無線団体・個人へ協力を依頼する。

（マニュアル編：富良野市非常通信マニュアル）

■北海道への被害への被害状況報告

1. 市長は、災害が発生したときは、「災害情報等報告取扱要領」に基づき北海道知事（上川総合振興局）に報告する。ただし、次に掲げる災害については、第1報を直接消防庁に報告する。

ア 航空機、列車等の交通機関の火災

イ 危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故

ウ 死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びテロ等による救急・救助事故

エ 震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない。）

消防庁 連絡先	平日	応急対策室	NTT 回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
			衛星通信	TEL 6-048-500-7527 FAX 6-048-500-7537
	夜間 休日	宿直室	NTT 回線	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
			衛星通信	TEL 6-048-500-7782 FAX 6-048-500-7789

（資料編3 - 8：災害情報等報告取扱要領）

（資料編4 - 1：災害情報等に関する上川総合振興局への報告様式）

2. 災害情報

災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

3. 被害状況報告

速報、中間報告、最終報告とする。

■災害関係機関との被害状況の共有

被害情報に関し、防災関係機関で共有することで、被害の拡大防止等に努める。

第4節 災害対策本部と地震非常配備体制

市長は震度5弱以上の地震が発生したときは災害対策本部を設置し、合わせて地震非常配備を発令する。

上記の基準に満たない場合でも、災害救助、緊急措置、応急復旧その他災害対策を実施するため必要がある場合は同様に本部を設置する。

市長等と連絡が取れず、本部設置の遅れが応急対策を困難なものにする等、緊急やむを得ないと客観的に判断される場合は本部長の職務を代理する職員が設置を代行する。

■富良野市地震災害対策本部

1. 災害対策本部設置基準となる震度情報の取り扱い

市役所総務部に設置の震度表示装置(震度情報ネットワーク=科学技術庁型)による。または、放送機関による緊急地震速報等の気象官署発表震度情報を基準とする。

(1) 勤務時間中は、市役所防災担当職員が情報を入手する。

(2) 夜間・休日は、警備員・当直の連絡を受けた市役所防災担当職員が処理する。

2. 災害対策本部の設置場所

原則として市複合庁舎(第1会議室等)とするが、地震により被害を受ける等の理由により使用できないときは、富良野市総合保健センターとする。

3. 災害対策本部の業務分担及び運営

災害対策本部に以下の対策部及び対策班をおく。なお、大災害時には各部各班の参集状況が均一にはならないので、各対策部長、班長は職員の重要な部署への弾力的な相互移動を心がけておく必要がある。

各部各班の所掌事務は、富良野市災害対策本部事務分掌のとおりとする。

(第3章防災組織別表1 P3-6：富良野市災害対策本部事務分掌)

4. 現地対策本部

応急対策を効果的に実施するため必要があるときは、現地に現地対策本部を設置す

ることができる。

5. 本部の設置・廃止

本部設置の基準に達したときは本部の活動を開始する。本部長は、予想された災害の危険が解消したとき、または災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるときは、本部の活動を終了し、廃止する。

本部を設置し、または廃止した場合はその旨を公表する。現地対策本部についても同じとする。

■地震非常配備体制

本部長は、地震災害に全市を挙げて対処するため「地震非常配備体制」を発令する。

1. 配備決定の伝達～配備

総務対策部長は、本部長の地震配備決定に基づき各対策部長に対し、本部の設置及び配備の規模を通知する。配備を受けた各対策部長は、配備要員に対し、当該通知の内容を通知する。各対策部長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につく。

2. 動員

職員等の動員については動員計画による。

(第5章震災対策計画第5節 P5-10：動員計画)

3. 配備の内容

地震非常配備体制の種別、配備基準、配備内容は次のとおりとする。

(1) 地震第1非常配備

ア 基準：震度4の地震が発生したとき。

イ 参集範囲：各対策部長、本部班、庶務班、広報班

(2) 地震第2非常配備

ア 基準：震度5弱又は5強の地震が発生したとき。

イ 参集範囲：災害対策本部を設置し、各対策部が定める必要な職員によって対策をする。

(3) 地震第3非常配備

ア 基準：震度6弱以上の地震が発生したとき。

イ 参集範囲：災害対策本部を設置し、100%の職員動員により全力を集中する。

災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたい場合は臨機応変に配備体制を整える。そのため、いずれも上位の配備に円滑な移行ができるように努める。

■地震配備体制の活動要領

1. 地震第1非常配備体制下の活動

- (1) 総務対策部は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報、地震情報、対策状況等を関係各対策部長に伝達する。これに基づき各対策部長は、措置を検討するとともに随時必要な応急対策を行う。

2. 地震第2非常配備体制下の活動

- (1) 総務対策部長は、本部機能を円滑にするため必要に応じ本部会議を開催する。
- (2) 関係対策部長は、所掌事務にかかる情報の収集・連絡体制、応急対策を強化する。
- (3) 総務対策部長は、関係対策部長及び富良野市防災会議の構成機関と連絡を密にし、客観的情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。
- (4) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
- ア 事態の重要性を対策部員に徹底させ、応急業務を行うこと。
 - イ 装備、資器材、設備等を点検し、必要に応じて被災地区へ配備すること。
 - ウ 関係対策部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

3. 地震第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各対策部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動の状況を本部長に報告する。

第5節 動員計画

この計画は、本市域に地震等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、迅速に災害状況を集約し的確な応急対策活動を行うために、組織動員体制について、必要な事項を定める。

■勤務時間内の動員に至る緊急措置

各対策部長は、地震の発生と同時にそれぞれの在庁者の安全と避難誘導、庁舎防護措置、通信機能の確認、業務用機器並びに防災資器材の確保、非常持ち出し品の確認、災害情報の収集、人員の確認等、初動期における緊急措置を実施する。

■勤務時間外の動員

1. 参集の判断

本市に所属するすべての職員は、勤務時間外においても、地震が発生し災害が予測されるときは、動員命令を待つことなく、配備基準に基づく自己の判断によって、あらかじめ指定された所属勤務場所に自主参集する。

2. 参集場所

地震により、交通障害等で指定された所属勤務場所への参集が不可能なときは、最寄りの次の施設に参集し、指示を受ける。

- (1) 山部地区 山部支所「山部地区対策班」
- (2) 東山地区 東山支所「東山地区対策班」
- (3) その他の地区 富良野市役所「富良野市災害対策本部」

3. 動員の除外

平常時における病弱者、身体不自由者等で応急活動を実施することが困難であると各対策部長が認めたもの、または地震発生等において急病、負傷等で参集が不能となったものは動員対象から除外する。参集不能な職員は各対策部で安否の確認をする。

4. 長期的動員の計画

各対策部長は、応急体制が昼夜連続になると判断した場合は、輪番・交代制の動員計画を作成し、実施する。

■動員時の留意事項

地震発生と同時に職員は、次の要領で自動的に行動する。

1. 参集者の服装・携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、筆記用具、帽子、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯、携帯電話、PHS、アマチュア無線機、携帯ラジオ、液晶テレビ、その他必要な用具をできるかぎり携行すること。

2. 動員途上の緊急措置

職員は、動員途上において、火災あるいは人身事故等に遭遇したときは最寄りの消防署または警察署へ通報連絡するとともに、適切な措置をとること。

■参集途上の被害報告

職員は参集途上で見聞きした被害情報を所属の対策責任者に報告する。

(資料編4 - 16 : 災害情報報告書)

■参集者の配備と任務分担

各対策部長は、動員の任務分担について事前に行動マニュアルを定め、平常時から個人の担当業務を周知させる。

第6節 消防計画

地震災害による被害から、市民の生命、身体、財産を保護するため、現有の消防力による最大限の効率的運用について、必要な事項を定める。

■消防力の現況

地震災害に対応する消防力の現況、消防署及び消防団配備状況は、次のとおりである。

1. 消防職員の現況
2. 消防団員の現況
3. 消防力

(資料編5 - 14 : 消防力の現況)

■発災時の消防活動

1. 警防活動の基本方針

地震災害発生時における消防活動の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対するあらゆる危険が複合的に発生し、最も被害を増大させるのは二次的に発生する火災によるもので、地震時における警防活動は、人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼の拡大防止を図る。

- (2) 安全避難の確保

消火活動の究極の目的は、住民の安全避難確保である。従って、災害の初期段階にあっては、地域住民が当該街区から安全に避難できるよう火災の鎮圧と拡大防止を図ることが重要な任務となる。特に災害時は混乱を極め、避難はもとより空き地、広場等に多数市民が殺到する事態も予測されることから、極力混乱の防止を図るため、避難所及び避難道路の安全確保を図る。

- (3) 人命救助活動

地震時には、家具の倒壊、障害物の落下、交通の麻痺、劇薬物の漏洩等の災害が複合して発生し、大規模人身災害に発展することから、消防活動はこれらに充分配慮して行動するとともに、消火活動と人命救出活動は、その状況に応じて臨機に人員、資材の配置転換等を実施し、人身被害の拡大防止に最善を図る。

2. 非常体制

震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに非常配備体制をとり災害活動の体制を整える。

- (1) 消防部隊の初動体制

直ちに次の措置を講じ、初動体制の強化を図る。

- ア 車両の安全確保
- イ 無線局の開局と試験
- ウ 消防車、救急車の出動準備
- エ 有線電話の試験
- オ 放送設備の確認
- カ 電源の確保
- キ 庁舎の被害状況調査及び応急措置
- ク 署所周辺の被害状況把握及び速報
- ケ 広報車等による出火防止等の広報
- コ 関係防災機関への職員派遣
- サ 出動路線の確認
- シ 消防資器材の増強等
- ス ホースの増強
- セ 人命救助、救助資器材の積載
- ソ 消防車、救急車が出動できない場合の措置

3. 火災防御

(1) 地震火災防御方針

ア 基本方針

地震火災の発生は、地震の規模、震源地からの距離、地盤等自然条件のほか、都市の社会的条件、都市構造等によってもたらされる一次的災害の程度によって大きく影響される。火災防御にあたっては、火災の早期鎮圧、拡大防止と人命安全確保を最優先とする。

イ 防御の原則

消防計画の定めるところにより、稼動可能なすべての人員と資器材を活用し、総合消防力の発揮に努める。

(2) 消防部隊の運用

消防部隊の運用は、同時多発火災に備えて全市的な見地から防御体制を確立するとともに、行動部隊は災害の状況に即応した行動が必要であり、地域及び対象物等の重要度に応じ消防隊の出動順位、出動隊数を定める。

4. 情報収集活動

部隊本部は、災害が発生し、または拡大するおそれのある場合は直ちに情報収集活動を開始する。

(1) 情報収集の時期と基本

部隊本部が行うあらゆる災害活動に際し、必要な情報を迅速、的確に収集しなければならない。

(2) 情報収集の手段

情報部隊等からの情報を収集するとともに、参集消防職員及び消防団員、自衛消防隊等の防災関係者等、あらゆる人及び機関から積極的に収集する。

(3) 情報伝達(報告)の手段

情報の伝達(報告)手段は有線及び無線とするが、有線通信の途絶が予測されるので消防無線を主とする。混信を防ぐため「部隊本部」では、時宜に応じて通信統制を実施し、適正な無線運用を図る。

5. 救急、救助活動

(1) 基本方針

地震災害時における救急、救助活動については、次の要領により初動体制を確立するとともに、防災関係機関と緊密なる連絡のもとに迅速、適切な救急、救助活動を実施する。

(2) 人命救助の原則

ア 建物の崩壊等により地域内に大規模な人的被害が発生したときは、消防隊、救助隊及び救急隊を集中して、人命の救助活動にあたる。

イ 救助、救急活動は、人的被害の大きい現場を優先して実施する。

ウ 負傷者が多数の場合は、重傷(症)者を優先して救助する。

第7節 防災関係機関の計画

市民に密接な関係にある防災関係機関が実施する災害応急対策計画の概要は次のとおりである。

■北海道電力ネットワーク㈱富良野ネットワークセンター

1. 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止すること。
2. 応急復旧に必要な資器材及び車両の確保を行うこと。
3. 電力の供給再開までに長時間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧を行うこと。

■NTT東日本-北海道 北海道北支店

1. 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、必要な措置を講ずること。
2. 通信の早期回復をはかるため、必要な措置を講じ、応急復旧工事を行うこと。

第8節 地震につよいまちづくり

この計画は、震災による被害を最小限にするため、都市機能の整備、都市環境の向上、延焼遮断空間等の防災空間の確保及び防災拠点の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとする。

■防災空間・拠点整備

震災時に公園・緑地等の都市空間が火災の延焼防止や避難・応急活動において最も重要な役割をもつ。このことから、都市構造の整備の計画では、公園・緑地の整備を防災上の重要課題と位置づけた取り組みを行い、効果的な配置を図る。

■建築物等の耐震性の向上

1. 建築物

震災時に避難救護、消火等応急対策活動の拠点となる公共建築物は、人命の安全及び円滑な応急対策活動を確保するため地震に対して堅牢であることが求められ、耐震性の向上につとめる必要がある。

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震、いわゆる阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定された。さらに、近年の大地震の発生と被害状況を受けて、平成18年1月に「耐震改修促進法」の改正法が施行され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化が位置づけられた。

このことから、本市においても地震による建築物の倒壊被害から市民の生命及び財産に対する被害を抑制するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を目的に平成21年3月に策定した「富良野市耐震改修促進計画」に基づき市内における建築物の耐震性の向上に努める。

2. 水道施設

震災時の水道施設は、被災者の飲用・生活用の応急給水のみならず、不可避な火災発生によって必要とされる消防用水供給を行う等、防災上重要な施設になっている。このため、水道事業者が行う施設の新設・更新にあたっては耐震性が向上するものになるよう努める。

■建築物の不燃化の向上

1. 準防火地域制度の活用による建築物の不燃化の向上

市街地においては、各種の建築物が密集しており、地震火災の発生により大きな被害が予想される。このため、集団的な防火規制を積極的に行い、火災に強いまちづくりを進める。

準防火地域の指定にあたっては、広域避難場所及び避難ルートとしての重要幹線道路の機能確保、並びに市街地における延焼の阻止等、特に配慮する。

2. 建築物への指導

不特定多数の人が利用する個々の建築物についての耐火、防火については、建築基準法、消防法等関係法令において各種の規制が定められているが、火災等災害防止のため、これらの規制に基づく審査、指導等を北海道と連携して積極的に行う。

■都市施設等の整備計画

道路、公園等の都市施設は、災害の拡大防止に重要な役割を果たすものである。道路は避難・消火・救急等の緊急活動のほか、延焼防止にも有効であり、公園は、避難地や物資集積場所として有効である。これらの都市機能が大地震等の災害発生時に必要な機能を発揮しえるよう事前に整備をしておくことは、災害予防上極めて大切なことであるので、今後これら都市施設の整備にあたっては防災上の配慮をする。

1. 道路網の整備

道路は災害時においては、火災の遮断帯機能と同時に、避難や防災関係機関等の活動の拠点として不可欠な都市施設である。また、橋梁についても道路と一帯となって都市防災上大きな役割を担っている。

このことから、災害発生時に道路・橋梁が、その機能を十分に発揮できるよう配慮して整備を図ってきたところであるが、今後更に都市計画道路等の整備により推進する。

2. 公園・緑地の整備

公園・緑地は、避難場所、避難路、火災時に置ける延焼防止の機能を有するとともに、応急救助活動、物資集積所等の基地として、またヘリポートとして活用できる重要な施設である。

このため、良好な都市環境の形成、スポーツ、レクリエーション等のための機能とともに、防災の観点からも都市公園・緑地の整備を推進し都市の安全性の向上に努める。

3. 公共施設の配置

公共施設の分離、新設を行う場合は、防災上の配慮をする。

4. 消防力の整備強化

地震災害により同時多発する火災に対応するために、地震対策行動マニュアルにより対応を事前に定めるとともに、次により消防力の強化、整備推進に努める。

- (1) 署、出張所、分団各々の消防体制の充実を図る。
- (2) 消防署全体の機動力、装備の整備拡充に努め、近代化、効率化を推進する。
- (3) 消防水利の増設、適正配置に進める。

■避難所の整備

都市の安全は、そこを利用する人間の安全をはかることである。現在の、本市の都市構造の中で、市民を災害から守る方法としては、安全な場所をあらかじめ確保しておいて、災害のときに市民を避難させることが唯一の方法である。

(資料編7 - 1 : 避難所一覧)

第9節 崖崩れ災害予防計画

宅地造成にともない、災害の発生が予想される危険宅地で、防災措置を講ずる必要があるものについては、その所有者、管理者または占有者に対し「宅地造成規制法」及び「都市計画法」等の規定に基づく防災措置について積極的に助言指導を行う。

第10節 火災予防計画

地震による同時多発火災を未然に防止するため、市民一人ひとりが常に防火に対し関心をもつように、あらゆる機会を捉え防火意識の高揚をはかるとともに、防火対象物や危険物施設の消防用設備等の適正な維持管理、防火管理体制及び自主保安体制について徹底した指導を推進する。

第11節 防災知識の普及計画

防災活動の成果をあげるためには、全市民の防災知識を高め、その理解及び協力を得ることが必要である。平常時から、各種広報媒体を活用し、市の防災計画及び防災体制、地震時の心得、避難救助の措置について効果的な広報を行い、防災知識の普及高揚を図る。また、市は旭川地方气象台と協力し、普段から緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

■市民への普及

1. 印刷物による普及
 - (1) 防災パンフレットによる普及
 - (2) 「広報ふらの」による普及
 - (3) その他の印刷物による普及

2. 報道機関による普及

各新聞社、放送局等に対し、防災資料を提供し、普及についての協力を依頼する。

3. 自主防災組織等住民組織の集会等による普及

出前講座制度の周知を図るとともに、自主防災組織が行う防災訓練や地域住民の集会、防災訓練の開催等あらゆる機会を利用する。

4. 防災研修会・講演会

防災に関する研修会・講演会等を適時開催し、防災上必要な知識等の向上を図る。

■防災関係職員への普及

震災から市民の生命身体及び財産を保護する責務を市が負っていることを職員によく認識させ、いついかなるときに発災してもこれに対応できるよう、市地域防災計画及び災害対策本部の体制、運用等、職員として必要な知識を身につける。

第12節 防災訓練計画

防災訓練は、防災に関する知識の向上、技能習得及び防災関係機関等の応援協力体制の強化をはかり、迅速、確実に対処できるものとし、合わせて住民に対する防災知識の普及を目的とする。

■防災訓練の種類

1. 本市職員及び防災関係機関の訓練

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという、本市の責務を遂行するため、計画的に防災訓練を行うことで、職員及び組織の災害対応能力を高め、災害時における混乱の中で、適切に判断し行動できる力を身につける。

なお、訓練の実施にあたっては、防災関係機関や応援職員との連携を考慮することで、より実災害に即した訓練とする。

また、各部局においても活動細部計画に基づき実施項目や評価項目を定めて訓練等を実施し、部局職員が災害時に適切に対応できるよう努める。

2. 市民が行う防災訓練

実災害を強くイメージし、自助による適切に身を守る行動、初期消火、救出救助、安否確認、避難場所の判断など、共助により住民自らがまちを被害から守ることを中心とした防災訓練を実施する。

第13節 防災通信整備計画

災害発生時において、移設の損壊や回線の輻輳等により、東日本電信電話（株）等の一般回線電話が非常にかかりにくくなることが予想される。防災関係機関及び各施設管理者は、次のとおり情報伝達手段を確保し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

■電話、電報による通信

1. 災害時優先電話

災害時において電話回線が異常に輻輳し、かかりにくい場合には、災害時優先電話を利用し通信の確保を図る。

2. 非常電報・緊急電報

非常時において緊急を要するための電報を発信する場合は、電気通信事業法及び東日本電信電話（株）の契約約款に基づき、非常扱いの電報又は緊急扱いの電報として発信する。

非常扱いの電報	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報
緊急扱いの電報	非常通話を除くほか、公共の利益のための緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

〈非常・緊急電報の利用方法〉

非常及び緊急電報を利用する場合は、次の手順によって行う。

① 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

② NTTコミュニケータがでたら

ア 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

イ 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

ウ 届け先、通信文等。

■公衆通信設備以外の通信

1. IP無線機

災害時等の避難所及びパトロール従事職員用の通信手段として、IP無線機20台を使用する。

2. 防災携帯電話による通信

災害時等の通信手段として、携帯電話12台を現地対応職員用として使用する。

3. 北海道総合行政情報ネットワークシステムによる通信

北海道の本庁、各総合振興局、各振興局、出先機関並びに他市町村等との通信に使用する。

4. 通信設備の優先使用

災害発生時、応急処置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要がある場合、災害対策基本法第57条及び第79条など法令の定めに基づき、電気通信設備の有線利用、有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し通信の確保を図る。

5. 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記（1）から（3）に掲げる通信施設を使用又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局等へ協力を要請する。

（マニュアル編：富良野市非常通信マニュアル）

6. 通信途絶時の通信

前記（5）の通信系統によっても通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、富良野市無線赤十字奉仕団の協力を得るなど、臨機の措置を講じて通信の確保を図る。

（資料編9 - 27：災害時における非常通信業務に関する協定）

第14節 災害広報計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、人身の安定と社会秩序の維持を図るため、市の広報紙、広報車、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、SNS、地域FMラジオをはじめ、地域FMラジオ等の報道機関の協力を得て市民等に対して、被害の状況、災害応急対策その他必要な情報を迅速に広報する。

■予防対策広報

平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、市広報紙等を通じて適宜周知する。また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項及び2次災害等の防止等について電話、広報車、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、LINE、フェイスブックで周知するとともに、地域FM放送局に対し放送の協力を要請する。

(資料編9 - 31 : 災害時における放送の協力に関する協定)

■災害時の広報

災害時には、市と防災関係機関が連絡を密にして広報活動を行う。また、災害情報の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

1. 災害情報等の収集

災害情報等の収集は、次に掲げるところによる。

- (1) 災害現場の情報収集及び写真撮影
- (2) 報道機関その他関係機関及び市民等の取材による写真の収集
- (3) その他関係する資料の収集

2. 発表責任者及び広報班

- (1) 災害情報等の発表、広報については、総務対策部長が責任者としてその任にあたる。
- (2) 災害情報等の広報活動は、総務対策部広報班が行う。なお、事前に本部長の承認を得ることとし、一般職員にも庁内放送・庁内 LAN により状況の推移を周知する。

3. 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表

(1) 広報の方法

一般市民及び被災者に対する広報は、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、LINE、フェイスブック、地域FMラジオ等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。さらに、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。

(2) 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとし、災害情報及び応急措置の状況などを具体的にわかりやすく行う。なお、要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

- ア 地震の規模・発生場所・今後の見通し等の災害情報及び関係機関、市民への注意事項
- イ 避難場所の位置及び危険区域等
- ウ 災害応急対策および復旧事業の実施状況
- エ 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- オ 交通及び通信の状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）

- カ 医療救護所の開設状況
- キ 給食、給水実施状況（日時、場所、量、対象者等）
- ク 衣料、生活必需品等供給状況（日時、場所、種類、量、対象者等）
- ケ 市民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

（3）報道機関に対する発表

収集した被害状況、災害情報等は、その都度次の要領により報道機関に対して発表する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報・資料を提供するなどして協力するものとする。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害甚大地域
- ウ 被害状況（交通、通信、火災、電気・ガス・上下水道、道路・橋梁等の被害状況）
- エ 災害救助法適用の有無
- オ 応急対策の状況
- カ 本部の設置又は廃止
- キ 人心・民生の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

（4）各関係機関等に対する連絡

必要がある場合は、市内の公共機関、各種団体等に対して災害情報を提供する。

4. 市民等からの問い合わせ体制

総務対策部庶務班・広報班は、市民等からの被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情に対する対応に当たる。また、被災状況により被災者相談所を開設したときは、速やかに広報車等により市民に周知するとともに、市民からの要望事項は直ちに所管対策部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第15節 応急措置実施計画

大地震による災害は、広範囲にわたって同時に災害が発生し、かつ拡大していくため、防災活動を抑制する諸条件となって活動を一層困難にする。

条件が厳しいほど限られた人員と装備をもって、これに対処しなければならないため、市民の安全を確保するのに最も緊急重要な対策を最優先とした活動方針をもって、これに臨まなければならない。

本計画においては、出火防止と初期消火の徹底、早期避難の指示と安全な避難場所への誘導、被災者の救護活動に重点をおいた対応対策について定める。

■応急対策の実施責任者

災害応急対策の法令上の実施責任者は次のとおりであり、各々必要な措置を講ずる。

1. 北海道知事(基本法第70条)
2. 警察官等(基本法第63条第2項)
3. 自衛隊(自衛隊法第83条)
4. 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長(基本法第77条)
5. 指定公共機関の長及び指定地方公共機関(基本法第80条)
6. 市長、市の委員または委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者(基本法第62条)
7. 消防署長または消防職員(消防法第29条)

第16節 避難対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難情報を発令し、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。

■避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難情報を発令する。

また、市は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難情報に関する事項について、助言を求める。

1. 避難実施責任者及び要件

実施責任者	避難情報を発令する要件	根拠法令
市長	□災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条 第1項～第5項
北海道知事	□災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	基本法第60条 第6項～第8項
警察官	□市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 □市長から要求があったとき。 □人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合	自衛隊法第94条
北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	☐ 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 ☐ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	☐ 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条

2. 連絡及び協力

北海道知事、市長及び富良野警察署長は、避難のための立退きの避難情報を発令した場合は、相互に連絡を取り合うものとする。また、富良野警察署長は、市長が行う避難情報の発令について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断し、避難情報発令の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

■避難情報の区分の基準

種 別	発 令 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。
【警戒レベル4】 避難指示	1 高齢者等避難発令時より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 避難指示（又は高齢者等避難）発令時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害が発生・切迫し、直ちに安全確保を要すると判断されるとき。

■避難情報発令の周知

市長は、避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難情報の発令にあたっては、

生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容となるように配慮し、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、LINE、フェイスブック、地域 FM ラジオ、サイレンその他の方法により周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。避難情報を発令する場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。

（資料編 9 - 3 1：災害時における放送の協力に関する協定）

（資料編 9 - 1 9：災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定）

1. 周知すべき避難情報等

- （1）避難情報発令の趣旨
- （2）避難情報が発令された地域名
- （3）避難場所
- （4）避難の経路及び誘導方法
- （5）その他注意事項等

2. 周知の方法

住民に対する避難情報発令の周知方法は、次に掲げるところによる。

（1）サイレンによる方法

消防機関のサイレンを 60 秒間吹鳴する。

（2）広報車による方法

市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。

（3）メール等による方法

安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、LINE、フェイスブック及び市ホームページにより、市民等に周知する。

市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。

（4）公共放送による方法

NHK、民間放送局、地域 FM ラジオに対し、避難情報を発令した旨を連絡し、市民等に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。

（5）伝達員等による方法

避難情報を発令した時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知すること

とし、特に要配慮者に留意する。また、メガホンや電話なども利用する。

3. 避難に関する留意点

市は、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保の措置を指示することができる。

■避難方法

市民等の避難誘導は、保健福祉対策部福祉班が誘導員としてこれを行い、誘導にあたっては要配慮者を優先し、状況により消防職員・消防団員・警察官・自衛官等・自主防災組織等の協力を得ることとする。

1. 移送の方法

(1) 災害が小規模な場合

避難は、避難者自らが行うことを原則とするが、自力による避難、立退きが困難な要配慮者等の場合は、車両で移送する。

(2) 災害が大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、市のみでは措置できない場合は、北海道に対し応援を求めて実施する。

■避難路及び避難場所の安全確保

災害発生時に住民が避難所に避難する途中の事故及び危険を回避するため、市内の主要防災拠点を結ぶ避難路を避難路として指定する。避難誘導員、警察官その他避難措置の実施者は、避難路・避難場所の安全確保のため、支障物等の排除を行うものとする。

(資料編 7 - 3 : 避難路指定図)

■避難所の開設及び運営

避難場所の場所として、あらかじめ市が指定した避難地及び避難所を災害の状況及び規模に応じて開設する。なお、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(資料編 7 - 1 : 避難所一覧)

1. 要配慮者等避難施設

市長は、大規模災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、福祉避難所を開設するとともに、社会福祉施設等の福祉施設に受け入れ等について要請する。また、旅館やホテル等と予め協定を締結し避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるようにする。

(資料編 9 - 1 6 : 災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定)

(資料編 9 - 1 8 : 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定)

2. 避難所開設状況等の報告

市長は、避難所を開設する必要があると判断した場合は、避難所管理者にその旨を連絡するとともに、保健福祉部福祉班又は教育対策部の職員を連絡員として駐在させ、避難住民の実態把握・保護・本部との情報連絡を担当させ、「避難所設置及び収容状況」及び「避難世帯調査票」を作成する。

また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に北海道に報告する。

(資料編 4 - 1 3 : 避難所設置及び収容状況)

(資料編 4 - 1 4 : 避難世帯調査票)

3. 自主防災組織等による避難所の運営

大規模災害等により、市による避難所運営が困難な場合は、避難所運営マニュアルにより、避難住民等が主体的に避難所運営を進める。

(マニュアル編：富良野市避難所運営マニュアル)

4. 市の指定避難所以外の開設

市長は、指定避難所以外に避難所として指定する場合には、施設管理者と協議を行い、同意を経て避難所の開設を行うものとする。

また、国の独立行政法人等が保有する施設等の活用も含めて可能な限り多くの避難所を開設するとともに周知に努める。

5. 感染症対策

市長は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当と保健福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等を含めて検討するよう努めるものとする。

■関係機関への報告

1. 避難情報発令の報告

市長は、避難のための立退き及び立ち退き先を指示したときは、次の事項を速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。市長以外の実施責任者が避難情報を発令した旨の通知を受けたときも同様とする。

なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。

- (1) 避難情報発令の発令者
- (2) 発令の理由
- (3) 発令日時
- (4) 避難の対象区域
- (5) 避難先

2. 避難所開設・廃止の報告

市長は避難所を開設したときは、次の事項を北海道知事（上川総合振興局長）に報告する。また、廃止したときもその旨を報告する。

- (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 収容状況及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

■内閣総理大臣による広域一時滞在の協議の代行

大規模災害が発生し、市または北海道の指揮系統が失われ、事務の全部または大部分が実施不能となった場合、国は、被災住民の受入れ手続を代行するものとする。

■警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容等

設定権者	設 定 の 要 件 ・ 内 容	根拠法令
市長	□災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	基本法第63条第1項
富良野広域連合 富良野消防署長	□ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若	消防法第23条の2

	しくは制限することができる。	
--	----------------	--

消防職員又は消防団員	☐ 火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消 防 法 第 28 条
消防機関に属する者	☐ 水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水 防 法 第 21 条
警察署長	☐ 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて職権を行う消防職員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消 防 法 第 23 条の 2
警察官	☐ 市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 ☐ 消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員から要求があったとき。 ☐ 水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	基 本 法 第 63 条第 2 項 消 防 法 第 28 条 水 防 法 第 14 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	☐ 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	基 本 法 第 63 条第 3 項

第 17 節 救助救出計画

災害が発生し、生命・身体が危険な状態になった者の救助救出にあたり、市をはじめとする救助機関は、職員等の安全確保を図りつつ、各機関相互の情報交換、担当する区域の割り振りなど密接な連携のもとに迅速な活動を実施することが重要である。また、被災地の住民組織や自主防災組織等も可能な限り参加して被災者の救助救出に努めるものとする。

■実施責任

1. 市

市（災害救助法が適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険な状態となった者をあらゆる手段を講じて早急に救出し、負傷者については速やかに医療機関又は救護所に収容する。また、市のみでは救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、北海道等に応援を要請する。

2. 消防機関

消防機関（富良野広域連合富良野消防署）は、災害による人命の救助、傷病者の医療機関等への搬送を適切行うものとする。

■救助救出活動

市は、富良野警察署との密接な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を必要とする者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て救助救出活動を行う。

また、重機等の機材を必要とする場合は、「災害時における災害応急復旧業務に関する協定」に基づき、関係機関に要請する。

（資料編9 - 20：災害時における災害応急復旧業務に関する協定）

第18節 災害警備計画

災害時における地域住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な措置を定める。

■災害警備体制の確立

北海道警察は、災害が発生したときは、状況に応じて災害警備本部を設置し、災害警備体制の確立を図る。

■応急対策の実施

富良野警察署長は、次に掲げる応急対策を実施する。

1. 災害情報の収集・伝達

市及び防災関係機関と連携して災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

2. 交通整理の実施

災害の発生による避難・消火・救助活動等で交通量が増加し、停電等による信号の停止や道路災害による渋滞が予想されるため、交通整理を実施して緊急輸送の確保を図る。

3. 防犯パトロール及び広報の実施

市及び富良野市地域安全協会と協力しながら、災害により無人化した住宅街や商店街をパトロールし、犯罪の予防及び取締りに当たる。

また、市や防災関係機関との連携のもとに交通規制や犯罪予防等に関する広報活動を行う。

4. 救助救出活動の実施

市・消防機関・医療機関の協力を得て、被災者の救助救出活動を行うとともに、遺体の検視（見分）等に当たる。

5. 避難情報の発令

市長が発令することができないとき、又は市長から要求があったときに住民等に対し、避難情報を発令する。

第19節 交通応急対策計画

災害時における消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に行うため、市内主要交通路の確保、交通規制を実施し、応急作業の効率化を図ることを目的とする。

■交通応急対策の実施

実施機関	応 急 対 策 の 内 容 等	根 拠 法 令
北海道公安委員会	□災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 □道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止する必要があると認めるときは、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。	基本法第76条 道路交通法第4条
警察署長	□公安委員会は、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。	道路交通法第5条

警察官	□通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。 □道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	基本法第76条の3第1項及び第2項 道路交通法第6条第4項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	□警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が警察官と同様の応急対策を実施することができる。	基本法第76条の3第3項
消防職員	□警察官がその場にはいない場合に限り、消防職員が警察官と同様の応急対策を実施することができる。	基本法第76条の3第4項
道路管理者	□道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条第1項

■道路の交通規制等

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に緊密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、被災地内の道路及び交通の実態を把握のうえ必要な措置をとる。

1. 道路交通網の把握

- (1) 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2. 交通規制の実施等

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

(2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行う。

(3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があると認めるときは予め区間を指定し、運転者等に対し車両の移動を命ずるものとする。なお、運転者がいない場合等には、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。この場合において、道路管理者は、やむを得ない必要があるときには、他人の土地の一部を使用できるほか、竹木等障害物の処分を行える。

3. 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止・制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて周知徹底を図る。

■緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1. 通 知

北海道公安委員会はあらかじめ当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかに通知する。

2. 緊急通行車両の確認手続

北海道知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（富良野警察署長）は、振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。

確認をしたものについては、各車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難情報発令に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項

- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(資料編4 - 6：緊急通行車両確認証明書)

3. 通行禁止又は制限から除外する車両

市は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両について、富良野警察署を通じて「規制対象外車両通行証明書」及び「標章」の交付を申請する。

■緊急輸送道路ネットワーク計画

北海道開発局、北海道、日本道路公団北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長 5,672 km）
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路（道路延長 3,774 km）
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路（道路延長 232 km）

第20節 輸送計画

この計画は、災害時において、災害応急対策、復旧対策等を円滑に処理するため、住民の避難、災害応急対策要員の移送、資機材、物資の輸送等を迅速・確実に行うための輸送計画を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

■実施責任

市（市民生活対策部輸送班）は、災害応急対策のための輸送を行うとともに、関係機関等への要請などにあたる。その際、物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

■輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接かかわるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、②被害の拡大防止、③応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

1. 被災者の避難
2. 医療及び助産で緊急を要する者
3. 被災者の救出のために必要な人員及び資機材等
4. 飲料水及び給水活動に必要な人員、資機材等
5. 救援物資
6. その他応急対策に必要な資機材等

■輸送の方法

1. 車両輸送

市有車両を動員することとし、総務対策部財政班が配車に当たる。市有車両のみでは輸送困難な場合は、関係機関等に車両輸送を要請する。

(資料編9 - 29：災害時における輸送等の協力に関する協定)

2. 鉄道輸送

道路の被害により、鉄道輸送の方が適切である場合は、北海道旅客鉄道(株)富良野駅に要請して輸送力を確保する。

3. 航空機輸送

地上輸送が不可能な事態となった場合又は急患輸送などの緊急輸送の必要が生じた場合は、北海道の消防防災ヘリコプターの応援要請、自衛隊ヘリコプターの出動要請要求を行う。

(資料編9 - 9：北海道消防防災ヘリコプター応援協定)

第21節 食料供給計画

この計画は、災害のために物資の流通機能がまひし、食料を確保することが困難な被災者等に対して、災害時における炊き出し、その他必要な食品を確保し支給するため、必要な事項を定める。

■実施責任

1. 富良野市長

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

2. 北海道知事（上川総合振興局長）

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

3. 北海道農政事務局長

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

■食料の供給

1. 主要食料

主要食料である米穀は、市内販売業者から調達することを基本とするが、応急用米穀を確保することが出来ないときは、上川総合振興局長を通じて北海道知事にその確保を要請する。この場合において、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官に直接、又は、上川総合振興局長を通じて北海道知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請する。

2. 副食及び調味料等

市長は、「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」に基づき、市内の応急生活物資取扱業者に対し副食及び調味料等の供給を要請する。

なお、供給品目は、生パン、乾パン、缶詰、インスタント食品、調味料等を主とし、人工栄養を必要とする乳幼児に対しては粉ミルクとする。

（資料編9 - 26：災害時における応急生活物資の供給等に関する協定）

（資料編9 - 43：災害時における医薬品及び応急生活物資の供給等に関する協定）

3. 個人備蓄の推進

市は、非常用の食料等を最低3日分、出来れば7日分についてあらかじめ個人で備蓄しておくよう日頃から広報活動を通じて市民に周知しておくこととする。

■食料の供給対象者及び需要の把握等

1. 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- （1）避難情報に基づき避難場所に収容された者
- （2）住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- （3）旅行者、市内通過者などで他に食糧を得る手段のない者
- （4）施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者

(5) 災害応急活動従事者

2. 需要の把握

- (1) 被災者等に対する食料の需要は各部各班が把握し、保健福祉対策部福祉班が取りまとめて調達を行う。なお、特に災害弱者に配慮して需要を把握することに努める。
- (2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各部各班が把握し、総務対策部財政班が取りまとめて調達を行う。

3. 輸 送

食料の輸送は、食料調達先の業者及び市有車両によるが、市有車両のみでは輸送困難な場合は、関係機関等に車両輸送を要請する。

(資料編9 - 29 : 災害時における輸送等の協力に関する協定)

■炊き出し

被災者等に対する炊き出しは、保健福祉対策部福祉班が市内給食施設等を利用するほか、仕出し業者、飲食店、旅館等に協力を要請する。なお、状況により、富良野市赤十字奉仕団に対し協力を要請する。また、各避難場所運営組織やボランティアの協力を得る。炊き出しの状況は、「炊き出し給与状況簿」に記録する。

(資料編9 - 17 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)

(資料編9 - 30 : 災害時における炊き出し業務及び救護活動に関する協定)

(資料編4 - 18 : 炊き出し状況簿)

第22節 給水計画

この計画は、災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲用に適する水を得ることができない場合における生活用水の供給等について、必要な事項を定める。

■実施責任

市（建設水道対策部上下水道班）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1. 個人備蓄の推進

市は、非常用の食料等を最低3日分、出来れば7日分についてあらかじめ個人で備蓄しておくよう日頃から広報活動を通じて市民に周知しておくこととする。

2. 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、中五区水源池、中五区配水池等を利用する。なお不足する場合は、井戸水、自然水、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

3. 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材(ポリタンク等)の備蓄に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ給水車、散水車及びろ過器等を所有する機関から調達して給水に当るものとする。

4. 重要給水施設

人命に係る医療機関や防災拠点となる施設など、災害時においても特に優先して給水を確保することが必要な施設を重要給水施設として位置付ける。

(資料編7-4 重要給水施設一覧)

■給水の実施

1. 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)により取水し、被災地域内へ輸送のうえ市民に給水するものとする。この場合においては、事前にタンク内の清掃・消毒を十分に行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送等の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置等により浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査を行い、飲用に適すると認められる場合は、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲用不適の場合は、消毒等により衛生上無害な水質にして供給する。

2. 応援の要請

市長は自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は北海道に対し飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第23節 衣料、生活必需物資供給計画

この計画は、災害によって被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品をそう失又はき損し、これらの生活実需品を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するための措置について、定めるものとする。

■実施責任

1. 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与は、市長が北海道知事の委任により実施する。
2. 救助法が適用されない場合には、市長がその都度実施する。

■給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

1. 対象者

給与又は貸与の対象者は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、埋没及び床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服、寝具、その他生活必需品が損傷又は喪失し、日常生活を営むことが困難な者

2. 種類

給与又は貸与する物資の種類は、概ね次のとおりとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 外衣（作業衣、洋服、子供服等）
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下等）
- (5) 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク、灯油等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

■実施の方法

1. 物資の調達及び配分

総務対策部情報支援班による被災世帯構成人員調査に基づき、保健福祉対策部福祉班が物資を調達し、配分を行う。また、必要に応じて町内会や赤十字奉仕団に協力を依頼する。

市内で必要数量を確保することが困難な場合は、上川総合振興局に協力を要請する。

(資料編 9 - 1 7 : 災害時におけるボランティア活動に関する協定)

(資料編 9 - 2 6 : 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定)

(資料編 9 - 4 3 : 災害時における医薬品及び応急生活物資の供給等に関する協定)

2. 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳ビン等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

3. その他

生活必需品等を供給するときは、「避難世帯調査票」及び「生活必需品等受払簿」に記録する。

(資料編 4 - 1 4 : 避難世帯調査票)

(資料編 4 - 1 7 : 生活必需品等受払簿)

第24節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため、電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

■ 応急対策

電力施設の応急復旧対策は、北海道電力株式会社が定める「防災業務計画」に基づいて実施される。

1. 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢を発令し、態勢を整備する。

2. 情報収集

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、市及び北海道に連絡する。

3. 通信確保

本、支店重要発電所相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

4. 広 報

災害による停電及び使用制限に当たっては、災害概況、復旧見込を直接又は報道機関を通じて速やかに需要家に周知する。

5. 要員の確保

各支部は被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できない

ときは、本部に対して融通動員を要請する。

6. 資材等の調達

社内で調達し、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び電力各社からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

7. 応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。

(資料編 9 - 20 : 災害時における応急対策業務に関する協定)

(資料編 9 - 50 : 大規模災害時における相互協力に関する基本協定)

第25節 医療救護計画

この計画は、災害のため、医療機関の機能が停止、又は著しく低下・混乱した場合における医療救護の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

■実施責任

災害発生時において、医療の途を失った者に対する応急的医療救護は、市長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて市長が実施するほか、北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が実施する。

■対象者及び対象者の把握

1. 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害により医療を必要とする者
- (3) 災害発生の日前後7日以内の分娩者で、災害発生のため助産の途を失った者

2. 対象者の把握

総務対策部調査班が中心となり、医療及び助産等の救護を要する者を迅速に把握して保健福祉対策部保健・医療班に連絡する。

保健福祉対策部保健・医療班は、直ちに富良野医師会・旭川歯科医師会に対する派遣要請、医療救護所の設置、患者の救急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。

(資料編 9 - 1 4 : 災害時における医療救護活動に関する協定)

(資料編 9 - 1 5 : 災害時の歯科医療救護に関する協定)

(資料編 1 1 - 1 : 市内医療機関一覧)

■医療救護所の設置及び医療救護班・歯科医療救護部隊等の派遣要請

1. 医療救護所の設置

- (1) 医療救護所は、医療救護を必要とする地域ごとに設置し、地域住民に周知する。
- (2) 医療救護所は、学校その他の公共施設を利用して設置するが、当該地域に適切な施設がない場合は、民家等を利用する。

2. 医療救護班・歯科医療救護部隊の派遣要請

災害の規模等により応急医療の必要があるときは、富良野医師会・旭川歯科医師会に対し医療救護班・歯科医療救護部隊（以下「救護班等」という。）の派遣要請を行う。

3. 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

医療救護活動は、原則として市が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を北海道知事に行う。

■医療及び助産の実施

1. 救護班等の編成

救護班等の編成は、次のとおりとする。

(1) 医療救護班

医師、看護師、助産師、その他補助員をもって編成する。

(2) 歯科医療救護部隊

歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士、その他補助員をもって編成する。

2. 医療及び助産業務

救護班等の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 医療救護班

- ア 傷病者に対する応急処置
- イ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 被災者の死亡の確認及び遺体の検案
- エ 助産救護

(2) 歯科医療救護部隊

- ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

- イ 歯科医療を要する傷病者の後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- ウ 避難所における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- エ 検死・検案に際しての法歯学上の協力

3. 医療用資機材・医薬品等の調達

医療用資機材・医薬品等は、保健福祉対策部保健・医療班が市内の取扱業者から調達するが、なお不足する場合は北海道知事に対し斡旋及び提供を要請する。

4. 応援要請

状況に応じ必要がある場合は、近隣の医療機関、医師会、歯科医師会等に対し協力を要請するとともに、更に状況により北海道知事に対し救護班等の派遣を要請する。

5. 搬送体制の確保

収容医療機関及び後方医療機関への転送を要する傷病者の搬送は、救急車による。なお、交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、北海道知事、自衛隊にヘリコプターによる搬送を要請する。

6. 健康管理及び心のケア

医療救護所には、保健師を配置して保健指導に当たる。また、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングや心のケアを行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

第26節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ協力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

■実施責任

市長（市民生活対策部環境・防疫班）は、北海道知事（上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所）以下「富良野保健所」という。))の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を実施する。また、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

■防疫の実施組織

市長は、概ね衛生技術者1名、事務員1名、作業員2～3名をもって防疫班を編成する。

■防疫の措置

市民生活対策部環境・防疫班は、感染症予防上必要があると認められる場合又は富良野地域保健室の指示があったときは、感染症法に基づき次の措置を講ずる。

1. 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
2. ねずみ族、昆虫等の駆除
3. 物件に係る消毒等の措置
4. 生活水の供給

■防疫の種別及び方法

1. 疫学調査及び健康診断等

富良野保健所は疫学調査及び健康被害調査を実施し、必要があるときは、市に対して健康診断及び臨時の予防接種の指示を行う。なお、防疫班は、関係機関との緊密な連携のもとに防疫情報の収集に努める。

- (1) 滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては少なくとも1日1回以上行う。
- (2) 疫学調査、健康被害調査の結果、必要があるときは健康診断を実施する。
- (3) 富良野保健所の指示により、感染症予防に必要な予防接種を実施する。

2. 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

富良野保健所から消毒の指示があったときは、薬剤の所要量を確保して速やかにこれを実施する。

(1) 飲料水

給水施設として井戸を使用している場合の井戸の消毒は、10%次亜塩素酸ナトリウム溶液をその水1 m³当たり 20cc 投入して十分攪拌した後約2時間放置し、給水栓においての残留塩素を 0.1～1 mg/ℓに保持する。ただし、給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は 0.2～2mg/ℓに保持する。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又はウイルスに汚染されたおそれが強いときは、消毒のうえ、井戸がえを施さないと使用させない。

(2) 家屋内

汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心に、クレゾール水などを用いて拭き、床下には湿潤の程度に応じて石灰を散布する。

(3) 便所

便所は石灰酸水、クレゾール水又はホルマリン水で拭き、便槽は、か性石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を十分攪拌させ、出来れば1週間以上放置したのち処理する。

ア か性石灰末・・・し尿貯留量の30分の1以上

イ 石灰乳、クロール石灰水・・・し尿貯留量の5分の1以上

3. ねずみ族、昆虫等の駆除及び物件等に係る消毒等の措置

富良野地域保健室の指示があつときは、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

4. 生活用水の供給

富良野保健所の指示があつたときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実情に応じて実施する。この場合、特に配水器具等の衛生的処理に留意する。なお、1人1日当たり約20ℓとすることが望ましい。

5. 患者に対する措置

感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに富良野地域保健室に通知し、感染症指定医療機関への患者の搬送に協力するとともに、その指示に基づき患者の住家等の消毒を行う。

名 称	所 在 地	指定病床数
富良野協会病院（第2種感染症指定医療機関）	富良野市住吉町1-30	4

6. 避難所等の防疫指導

避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

（1）検病調査等

避難者に対しては少なくとも1日1回以上検病調査を実施し、調査の結果、検便等による健康診断を行う必要がある場合は、富良野地域保健室に連絡して健康診断を受けさせる。

（2）消毒の実施

避難者に衣服等の日光消毒等を行うよう指導するとともに、必要があるときは、クレゾール等による便所、炊事場、洗濯場の消毒のほか、石鹼等を適当な場所に設置し、手洗いの励行などについて指導を徹底する。

（3）集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させる。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理についても指導を徹底する。

（4）飲料水等の管理

飲料水については、水質検査及び消毒を実施するよう指導を徹底する。

■家畜防疫

1. 実施責任

被災地の家畜防疫は、北海道上川家畜保健衛生所長が実施する。

2. 実施の方法

(1) 家畜防疫

ア 緊急防疫

家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防薬を緊急確保するとともに、必要に応じて家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)を適用して予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 獣医薬品器材の確保

緊急防疫用獣医薬品器材の確保に努めるものとする。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに、必要と認める地域においては家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

(2) 家畜の救護

市長は、北海道農業共済組合道央統括センター富良野支所、家畜診療獣医師等と協力し、家畜の救護にあたるものとする。

第27節 廃棄物処理等計画

この計画は、災害の発生に際し、被災地におけるごみ収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、廃棄物処理業務を適切に行うため、必要な事項を定めるものとする。

■実施責任

1. ごみ及びし尿

被災地におけるごみ及びし尿の収集処理は、市（市民生活対策部環境・防疫班）が実施するが、市のみでは実施することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を要請する。

2. 死亡獣畜

被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行う。ただし、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、市が行う。

■廃棄物等の処理方法

1. ごみの収集処理

- (1) 被災地住民の協力を要請し、原則として市ごみ処理基本計画に基づく分別収集を行う。
- (2) 収集の順序として、生ごみ類など感染症の源となるものから収集し、その他のごみは後で収集する。
- (3) 収集に当たる車両は、市車両、委託業者の収集車及び借上車両とする。
- (4) ごみの処理は処理施設で行うが、大量のごみが発生して処理が困難な場合は、市リサイクルセンター又は富丘埋立処分場に一時搬入し、後日処理することとする。また、市の処理能力を超えると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

2. し尿の収集

許可業者の収集車及び借上車両により、損壊や溢水等の被害の大きいところから収集する。また、建設水道対策部上下水道班は、必要に応じ仮設トイレを設置する。

3. 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所）の指導を受け、次により行う。（家畜は農林班、家畜以外の死亡獣畜は環境・防疫班が担当する。）

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前記(1)及び(2)により埋却する場合は、1 m以上覆土するものとする。

第28節 飼養動物対策計画

この計画は、災害時における動物等の適切な管理について、必要な事項を定める。

■実施責任及び飼養動物の取扱い

1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。
2. 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
3. 災害発生時において、北海道及び市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して放浪犬等の収容について

周知を図るものとする。

第29節 文教対策計画

この計画は、学校施設の被災により、児童生徒の安全の確保や、通常の実施に支障をきたした場合における応急対策について、必要な事項を定める。

■実施責任

1. 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対策を実施するため、各学校では平素から災害に備えて教職員の役割分担、相互の連携、時間外における教職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定その他登下校時の危険を回避するための方法について計画を立てるとともに、予め教職員、児童生徒、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

施設や設備を災害から防護するため、定期的な安全点検を行い、危険箇所や要補修箇所の早期発見と改善に努める。

2. 北海道及び市

市長(教育対策部)は、救助法が適用された場合には、北海道知事の委任を受けて児童生徒に対する学用品、文房具及び通学用品の給与に関する事務を行う。

■応急措置

1. 教育委員会(教育対策部)

(1) 学校その他と正確な情報収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに、復旧計画を策定する。

(2) 文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人

的被害に即応した救急計画を立てる。

2. 応急教育の実施前の措置

応急教育の実施は、学校建物の応急危険度判定または安全点検マニュアルによる建物の安全を確認した後に実施する。

3. 応急教育の実施方法

- (1) 校舎の被害が比較的軽微なとき。各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。学校が避難所として利用されている場合は、体育館等の体育施設が使用できない場合があるため、カリキュラムの編成等を変更する。
- (2) 校舎の被害が相当に莫大なとき。残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級合併授業、一部または全部にわたる二部授業を行う。
- (3) 校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがあるとき。臨時休校の措置をとり、その期間、家庭または地域の集会室等を利用し、学習の内容の指示、家庭訪問等により教育を行う。
- (4) 校舎が莫大な被害を受け、復旧に長時間を要するときで、隣接に被害の軽微な学校があるときは、その学校において二部授業を行う。
- (5) 児童、生徒が個別に居住地を離れたときは新居住地の学校に仮入学させ、授業を行う。
- (6) 児童、生徒が集団で避難を行う場合は、避難先の学校の教育委員会とも充分連絡をとり、速やかな受け入れが図られるよう努める。

4. 学校

(1) 児童、生徒在校中

- ア 地震の規模、状況に応じ、児童、生徒を完全に掌握し、安全確保のため適切な指示と誘導を行う。
- イ 使用中の火気及び薬品類を始末するとともに、防災につとめる。
- ウ 地震発生後速やかに、児童、生徒及び教職員の人数の確認を行うとともに、負傷者の発生の場合は、応急手当をする。
- エ 被害状況を把握し、速やかに教育委員会に報告する。
- オ 教育委員会の指示または学校長の判断により、避難所へ誘導あるいは帰宅等の適切な指示を行う。

(2) 児童、生徒不在中

- ア 震災の状況に応じ、業務を分担し、防災に努める。
- イ 被害状況を調査把握し、教育委員会に報告する。

5. 社会教育施設

(1) 開館時

ア 地震発生とともに火気を始末の上、状況に応じて、利用者を屋外に避難誘導し、安全確保に努める。

イ 被災の状況を調査把握し、速やかに教育委員会に報告する。

(2) 閉館時

被災の状況に応じ、あらかじめ定めた地震対策業務に基づき適切な措置をとる。

6. 学校給食センター

(1) 地震発生とともに規模別に応じて電源を切り、火気始末をする。

(2) 給食施設の被災状況を調査するとともに、実態に応じて学校給食の中止、あるいは緊急給食業務に協力できるように努める。

■教育の要領

1. 被害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努め、特に授業の実施が不可能な場合であっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努める。

2. 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

(1) 教科書、学用品等の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないようにする。

(2) 教育活動の場所が公民館等学校以外の施設である場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

(3) 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。なお、集団登下校の際には、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得るようにする。

(4) 学校に避難所が開設された場合は、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

(5) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

3. 教職員の確保

北海道教育委員会及び市教育委員会は、当該学校の教職員の被災状況を把握し、教職員が不足する場合は、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

4. 学校給食等の措置

(1) 富良野広域連合富良野給食センターの施設・設備が被災し、学校給食の継続が困難となった場合は、各学校の応急教育体制に応じた給食体制をとる。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳について関係

機関に連絡して緊急配送を受けることとし、その他の物資についても応急調達に努める。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

5. 衛生管理対策

学校が被災者の収容施設として使用される場合は、次の点に留意のうえ衛生管理を行う。

- (1) 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

6. 学用品の調達・給与

(1) 教科書については、北海道教育委員会に調達を依頼し、その他の学用品については市内の学用品店から調達する。

(2) 給与の対象

住家の全壊（焼）、流失、半壊（半焼）又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、救助法が適用された場合は市長が北海道知事の委任を受けて学用品を給与する。

(3) 給与品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(4) 給与状況の記録

学用品の給与を実施したときは、「学用品の給与状況簿」にその状況を記録する。

（資料編4 - 21：学用品の記録簿）

■文化財保全対策

富良野市文化財保護条例（昭和43年富良野市条例第12号）に基づく市指定文化財は、次のとおりである。文化財の管理者は、常に保全と保護に努め、災害が発生したときは市教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

名 称	区 分	管 理 者
富良野獅子舞	無形民俗文化財	富良野獅子舞保存会

北海道中心標	史跡(記念物)	富良野小学校
北大第八農場富良野成墾記念碑	史跡(記念物)	中五区天満宮氏子会
北大第八農場山部成墾記念碑	史跡(記念物)	山部神社氏子会

第30節 住宅対策計画

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等について、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

■実施責任

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、技術者等を動員して応急修理を実施するものとする。

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置については原則として北海道知事が行うが、北海道知事から委任を受けた場合は市長（建設水道対策部建設班）が行う。

■実施の方法

1. 避難所

災害のため住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じて避難所を開設する。

2. 公営住宅の利用

災害のため住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じて空き公営住宅を利用する。

3. 応急仮設住宅

災害のため住宅が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要に応じて応急仮設住宅を建設する。救助法が適用された場合における基本的な事項は、次のとおりである。

(1) 入居対象者

次のいずれにも該当する者であること。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住宅のない者

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び要保護者
- ・特定の資産のない失業者、寡婦、母子家庭、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

入居者の選定は、市長が行うが、選定にあたっては要配慮者を優先するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として北海道知事が行い、事前に北海道知事から委任を受けた場合は市長が行う。

(4) 建設戸数

建設必要戸数を北海道知事に要請する。

(5) 規模、構造、存続期間及び費用

応急仮設住宅の規模、構造、存続期間及び費用については、「災害救助法による救助の概要」のとおり。

(資料編3 - 15：災害救助法による救助の概要)

(6) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心。安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防災するための心のケア、入所者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始とする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

(7) 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は市長に委任される。

4. 住宅の応急修理

(1) 応急修理対象者

次のいずれにも該当する者であること。

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 実施の方法

応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲及び費用

修理の範囲及び費用については、資料編「災害救助法による救助の概要」による。

5. 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当する場合に、低所得罹災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

・1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

- ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。
- イ 火災による場合
 - ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
 - ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市町村が整備し、管理するものとする。ただし、北海道知事が北海道において整備する必要を認めたときは北海道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って建設市町村に譲渡し、管理は建設市町村が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

- ・当該災害発生の日から3ヶ年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- ・当該災害発生後3ヶ年間は、月収268,000円以下でそれぞれ市町村営住宅条例で定める金額を超えない世帯であること。
- ・現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- ・現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度。やむをえない場合は翌年度

エ 国庫補助

- ・建設、買取りを行う場合、標準建設、買取費等の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
- ・借上げを行う場合、共同施設等整備費の2/5

■資材の斡旋、調達

市長は、建築資材等の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼するものとする。

■応急危険度の判定

余震による二次災害を軽減し、建築物の安全性に対する住民の不安に応えるため、応急危険度判定を地震後できるだけ早い時期に実施する。

応急危険度判定士の派遣要請は、北海道を經由して社団法人北海道建築士協会、社団法人北海道建築事務所協会等に行い、市は、判定士の受け入れ態勢を整える。

■被災建築物に対する指導・相談

市長（建設水道対策部 建設班）は、被災した住宅、事務所、その他各種建築物の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談、指導を行う。

1. 倒壊及び脱落等のおそれのある建築物及び屋外取り付け物等の危害防止に関する相談、指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を広報班に依頼する。
2. 電気、ガス等の建築設備における事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。
3. 被災建築物の復旧に関する技術的指導、融資制度及び相談を行うため、建築士の協力を得て相談窓口を設置する。

■住宅の応急修理

災害救助法に基づき、被害によって住家が半壊または半焼し、自己の資力では応急修理が行えず、そのままでは日常生活を営めないものに対し、居室、炊事場、便所等必要最小限の補修を行う。

第31節 被災宅地安全対策計画

この計画は、市の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施することにより、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民生活の安全の確保を図る。

■危険度判定実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、北海道知事に対し支援を要請する。

■危険度判定の支援

北海道知事は、市町村長からの支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

■判定士の業務

判定士は、次に定めるところにより被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

1. 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票に記入し

判定を行う。

2. 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定する。
3. 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーにより表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

■危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、建設水道対策部建設班内に置き次の業務を行う。

1. 宅地に係る被害情報の収集
2. 判定実施計画の作成
3. 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
4. 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
5. 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

■事前準備

市は災害発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

■石綿飛散防災対策

市は、被災建築物からの石綿の飛散による二次災害を防止するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）及び関係法令等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。

（環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」）

<https://www.env.go.jp/press/104593.html>

第32節 行方不明者の搜索及び遺体の処理埋葬計画

この計画は、災害より行方不明となり、すでに死亡されていると推定されるものの搜索及び災害等により災害により行方不明となった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、次に定めるところによる。

■実施責任

行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬については、市長（総務対策部本部班及び市民対策部環境・防疫班）が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には北海道知事の委任を受けて市長が行うこととなるが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が行う。

■実施の方法

1. 行方不明者の搜索

（1）対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

（2）搜索の実施

総務対策部本部班は、災害の種別、規模等を勘案して搜索の方法及び期間を定め、警察官・消防機関に協力を要請し搜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を求める。

（3）警察署への通報

総務対策部本部班は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を富良野警察署に通報する。

ア 行方不明者の人員数

イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 行方不明となった日時

エ 行方不明者が発見されると考えられる地域

オ その他行方不明の状況

2. 遺体の収容処理

（1）対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

（2）処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日赤北海道支部）

イ 遺体の一時保存（市）

ウ 検案（日赤北海道支部）

エ 遺体見分（警察官）

（3）収容処理の方法

ア 市民対策部環境・防疫班は遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日赤北海道支部の検案を受け、次により処理する。

・身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

- ・身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。
- イ 遺体は到着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。
- ウ 遺体収容所は、市内の寺院、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

3. 遺体の埋葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

ア 遺族がいる遺体

遺体を火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行う。

イ 遺族がいない遺体

遺体収容所に一定期間収容しても引取人のいない遺体については、火葬に付して無縁故者墓碑に合葬する。

ウ 身元不明の遺体

身元不明の遺体は、富良野警察署に連絡して調査するが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

4. 費用及び期間

災害救助法による救助の概要のとおり。

(資料編 3 - 1 5 : 災害救助法による救助の概要)

第33節 障害物除去・道路の確保計画

地震等により、道路付帯設備をはじめ、電柱、家屋、腰壁等が被害を受け、道路上に倒れた場合は、応急対策や住民の避難に大きな障害になるため、避難道路及び輸送道路を中心にこれらの障害物の除去に努め、各種緊急輸送または住民の安全避難の円滑化をはかる。なお、住居又はその周辺については、災害救助法が適用された場合は北海道知事が行い、市長がこれを補助する。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。

■実施方法

災害発生と同時に道路パトロール等管理体制を強化し、道路、橋梁等の被害状況、障害物状況を調査し、道路、橋梁等の破損補修及び道路障害物の除去を実施する。この場合、避難路を最優先に障害物除去活動をする。障害物の除去活動にあたっては、警察、富良野建設業協会等の協力、支援を得て実施するほか、架空電線、高架施設等の障害物がある場合は、当該関係機関に通報して、除去活動の協力を受け、かつ復旧に協力する。

■交通規制

地震災害により道路の破損、障害物の発生等により交通が危険であると認めた場合または応急救助活動、災害復旧工事等のためやむを得ないと認めた場合は、警察署と連絡協議して交通規制、迂回路の設定、応急復旧等の措置を行う。

■道路管理者との相互協力

土木班は、地震により道路が損壊した場合には、必要な交通の確保をはかるため、旭川開発建設部、旭川建設管理部と道路復旧についての情報交換及び必要な資器材の確保等で協力し合うよう努める。

■障害物除去

1. 道路関係障害物の除去

土木班は道路管理者、警察等の協力機関と協議し、建設用重機を所有する富良野建設業協会等の協力を得て、道路上の倒壊した家屋や事業所、工作物等の障害物除去を災害発生時における緊急対策として行う。障害物除去は、避難道路を優先して行う。

2. 住宅関係障害物の除去

地震災害による住居やブロック塀等の倒壊により発生した建設資材や土砂は、地元建設業者等の協力を得て撤去する。

家屋解体撤去のため、地元建築士の協力を得て相談窓口(建設水道対策部 建設班)を開設する。

除去した障害物の集積場所は、市リサイクルセンター又は富丘埋立処分場とする。

第34節 労務供給計画

この計画は、災害応急対策の実施について要員が不足し、賃金職員の雇用が必要となった場合について、迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

■実施責任

市長(総務対策部庶務班)は、災害時における応急対策に必要な労務要員の確保・供給に当たる。

■供給の方法

1. 協力団体等に対する動員要請

協力団体等（各種協定締結団体等）、町内会・連合会組織等に対して労務要員の動員を要請する。

2. 労務の範囲

- （1）被災者の避難
- （2）医療、助産の移送
- （3）被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- （4）飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- （5）救援物資の支給
- （6）遺体の捜索及び処理
- （7）土木作業、清掃作業
- （8）その他災害応急対策等に必要な作業

3. 旭川公共職業安定所富良野出張所に対する求人申込み

市において労務要員の雇用が困難な場合は、旭川公共職業安定所富良野出張所に対して、次の事項を明らかにして求人の申込みを行う。

- （1）職業別、所要労務要員数
- （2）作業場所及び作業内容
- （3）期間及び賃金等の労働条件
- （4）宿泊施設等の状況
- （5）その他必要な事項

■賃金及びその他の費用負担

1. 労務要員に対する賃金は、市内における同種の業務及び同程度の技能について支払われる賃金水準を上回るよう努めるものとする。

2. 救助法が適用された場合は、救助法の定めるところによる。

（資料編 3 - 1 5：災害救助法により救助の概要）

第35節 ヘリコプター要請・活用計画

この計画は、市内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な応急対策を実施するた

めに必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、広域的かつ機動的な活動が可能な消防防災ヘリコプターの応援を要請してその活用を図る。

(資料編 9 - 9 : 北海道消防防災ヘリコプター応援協定)

■ 応援要請

1. 要請の要件

市長（総務対策部本部班）は、災害が発生し次の各号のいずれかに該当する場合は、北海道知事に対して消防防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

- （1）市（富良野広域連合富良野消防署）の消防力によっては応急対策が著しく困難な場合
- （2）災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- （3）その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2. 要請の方法

応援要請は、北海道（総務部防災消防課防災航空室）に対し電話により次に掲げる事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出する。

- （1）災害の種類
- （2）災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- （3）災害現場の気象状況
- （4）災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- （5）消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- （6）応援に要する資機材の品目及び数量
- （7）その他必要な事項

(資料編 4 - 9 : 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票)

■ 活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、概ね次に掲げるところによる。

1. 災害応急対策活動

- （1）被災状況調査などの情報収集活動
- （2）救援物資、人員、資機材等の搬送

2. 救急・救助活動

- （1）傷病者、医師等の搬送
- （2）被災者の救助・救出

3. 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4. その他ヘリコプターの活用が有効と認められる場合

■支援体制

1. 離着陸場

原則として指定離着陸場を利用するが、災害の状況により離着陸場候補地を利用することとする。ただし、離着陸場候補地についてはほとんどが避難所となっているため、離着陸に際しては避難住民の安全に特に留意する。

指定離着陸場	所在地	経 緯 度	
		北 緯	東 経
富良野市河川球場	弥生町6番地先	43° 20' 35"	142° 22' 33"

注：経緯度は、国土地理院の地形図閲覧サービスによる座標測定値(世界測地系)である。

(資料編5 - 16：ヘリコプター指定離着陸場・候補地一覧)

2. 支援体制

(1) 地上支援

離着陸の安全確保のため、地上支援要員や駐機スペースの確保を図る。

(2) 受け入れ体制

受け入れに当たっては、所要資機材、宿泊施設等の確保を図る。

第36節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

北海道知事(上川総合振興局長)は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定に基づき部隊等の派遣を要請することができる。

自衛隊の部隊等の派遣要請手続及び派遣活動等に関する計画は、次に定めるところによる。

■災害派遣要請

1. 市長からの派遣要請要求

市長は、災害の状況により災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした自衛隊災害派遣要請要求書をもって北海道知事(上川総合振興局長)に自衛隊の派遣要請を要求することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間

- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(資料編4-11:別記様式1(自衛隊災害派遣要請要求書))

2. 緊急時の派遣要求

市長は、人命の緊急救助に関し北海道知事（上川総合振興局長）に派遣要請を要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により北海道知事（上川総合振興局長）と指定部隊（陸上自衛隊上富良野駐屯地第4特科群）との連絡が不能であるなどの場合は、直接指定部隊の長に派遣要求することができる。この場合は、事後において速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に連絡し、上記1の手続きを行う。

■連絡先

区 分	担 当 部 署	電 話 番 号
上川総合振興局	地域振興部地域政策課（防災担当）	0166-46-5918
自 衛 隊	陸上自衛隊上富良野駐屯地 第4特科群第104特科大隊	45-3101 内線 230

3. 受入体制

(1) 派遣部隊到着前の措置

北海道知事（上川総合振興局長）又は指定部隊から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

- ア 派遣部隊本部は、市災害対策本部内に置く。
- イ 派遣部隊の宿泊所、車両、機械等の展開場所は、原則としてスポーツセンターとする。
- ウ 派遣部隊との連絡責任者は本部班長とし、連絡員は本部班員とする。
- エ 派遣部隊到着と同時に作業開始となるよう、本部会議において作業計画を樹立しておく。

(2) 派遣部隊到着後の措置

- ア 派遣部隊の責任者と作業計画について協議・調整する。
- イ 派遣部隊の到着後及び必要に応じて、次の事項を上川総合振興局経由で北海道へ報告する。
 - ・派遣部隊の長の職氏名
 - ・隊員数
 - ・到着日時
 - ・従事している作業内容及び進捗状況
 - ・その他参考となる事項

4. 経費の負担

(1) 次の経費は、市が負担する。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ 汲取料

(2) その他の必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

■派遣活動

災害派遣地における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

1. 被害状況の把握
2. 避難の援助
3. 遭難者の搜索活動
4. 水防活動
5. 消防活動
6. 応急医療、救護及び防疫
7. 人員及び物資の緊急輸送
8. 炊飯及び給水
9. 物資の無償貸付又は譲与
10. 危険物の保安及び除去
11. その他

■自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、北海道知事の要請を待ついとまがない場合は、次に掲げる基準により自主的に部隊等を派遣することができる。

1. 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
2. 北海道知事が自衛隊の災害派遣を要請することができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

3. 航空機事故の発生を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
4. その他特に緊急を要し、北海道知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

■自衛隊との情報交換及び連携強化

自衛隊及び北海道・市・関係機関は、収集した情報を相互に交換するものとする。また、救援活動が適切かつ効率的に実施できるよう連絡調整に努める。

■災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官は、自衛隊法、基本法その他の法令に基づき市長、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、この場合は部隊等の指揮官の命令によるものとし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合は、この限りでない。

1. 住民等の避難等の措置（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第4条）
2. 他人の土地等への立入（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第6条第1項）
3. 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
4. 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
5. 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
6. 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための車両等の移動措置命令等（基本法第76条の3第3項）

■撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長は北海道知事（上川総合振興局長）及び派遣部隊の長と協議のうえ、撤収要請請求書により派遣部隊の撤収要請を北海道知事（上川総合振興局長）に要求する。

（資料編4 - 11：別記様式2（自衛隊災害派遣撤収要請請求書））

第37節 広域応援要請計画

この計画は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、

北海道及びその他地方公共団体の長等に対して、物資等応援について、あつせんをも求めるものとする。

■応援要請

1. 国による応援・代行

大規模災害が発生し、従来の地方公共団体間の応援できない事態が発生した場合、国は、災害応急対策を応援するものとする。さらに、市または北海道の指揮系統が失われ、事務の全部または大部分が実施不能となった場合、国は、応急措置を代行するものとする。

2. 北海道知事に対する応援要請

市長は、大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施することができない場合は、基本法第 68 条の規定に基づき北海道知事に対し、次の事項を明らかにして応援を要請することができる。

なお、応援の要請が必要な場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」、及び「緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、知事等に対して応援の要請を行う。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする理由
- (3) 応援を希望する物資等の品名、数量
- (4) 応援を必要とする場所・活動内容
- (5) その他必要な事項

(資料編 9 - 7 : 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定)

(資料編 9 - 9 : 北海道消防防災ヘリコプター応援協定)

3. 市町村への要請

市長は、大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者への救援等の災害応急対策を実施することができない場合は、「全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書」「道北市長会構成市相互の応援に関する覚書」に基づき、加盟自治体の長に対して応援の要請を行う。

(資料編 9 - 10 : 全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書)

(資料編 9 - 11 : 道北市長会構成市相互の応援に関する覚書)

■受入体制

1. 連絡調整

市長（総務対策部本部班）は、北海道や他の市町村等の応援活動が円滑に行われる

よう連絡調整責任者を定め、連絡調整を行わせる。

また、北海道や他の市町村も連絡調整責任者を定め、市との連絡調整に当たる。

2. 受入体制

応援活動が円滑に実施されるように作業内容、作業場所、宿泊施設その他必要な受入体制を確立しておく。

第38節 職員応援派遣要請計画

この計画は、大規模災害が発生した場合における指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣要請又は北海道知事に対する派遣のあっせん要請に関して、必要な事項を定めるものとする。

■派遣要請及び派遣のあっせん要請

1. 派遣要請

市長（総務対策部本部班）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣を要請することができる。

2. 派遣のあっせん要請

市長（総務対策部本部班）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、北海道知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

■要請手続等

1. 職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国等の職員の派遣要請のみでなく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する地方公共団体相互間の職員の派遣についても同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2. 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

■派遣職員の身分取扱

1. 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び受入側双方の身分を有するものとし、双方の条例・規則の適用を受ける。ただし、双方の条例・規則に矛盾が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
2. 派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
3. 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
4. 派遣職員の服務は、受入側の規定を適用するものとする。
5. 受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

■受入体制

受け入れ体制については、広域応援要請計画に準ずる。

(震災対策計画代7節 P5-65：広域応援要請計画)

第39節 災害ボランティアとの連携計画

この計画は、社会福祉法人富良野市社会福祉協議会及び奉仕団、各種ボランティア団体等と協力し、災害ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。

■災害ボランティアセンター一部の設置及び運営

市内で震度6弱以上の地震が発生したとき、又は同程度の被害が発生したときは、市と社会福祉法人富良野市社会福祉協議会が協力し、災害ボランティアセンターを富良野スポーツセンター又は富良野地域人材開発センターに設置する。ただし、被災状況等によって

は、他の場所に設置することがある。

災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う。市は随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として配置する。

(資料編9 - 17：災害時におけるボランティア活動に関する協定)

■ボランティア団体等の協力要請並びに受入

市は、災害の状況等により要員に不足を生ずると判断した時は、赤十字奉仕団等のボランティア団体に対して協力を要請するものとする。この要請のほか、その他のボランティア団体からの協力の申し入れがあった場合には、災害ボランティアセンターで受け入れるものとする。

ボランティアの受け入れにあたっては、被災地のニーズを反映し、高齢者介護や外国語会話力などの技能が効果的に活かされるよう配慮する。

■災害ボランティア活動の支援

市は、災害ボランティア本部等における災害ボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第40節 要配慮者に対する応急活動計画

災害発生時には、要配慮者が被害を受ける可能性が高いため、市及び社会福祉関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の安全を確保するとともに、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

■主な活動

1. 市は、発災時においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、「富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画」に基づき、連合会・町内会・自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら、迅速に安否確認を行うとともに、避難行動の実施に努めるものとする。
2. 介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持のため、必要な物資を調達・確保する。
3. 要配慮者の心身両面の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて保健福祉サービスの提供を行う。
4. 要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。

■避難施設等の確保

多くの一般避難者と一緒に生活を送ることが困難な高齢者や障害のある人等のための避難所として、ふれあいセンターを福祉避難所として指定し、必要な物資・機材等の備蓄を図る。また必要に応じて、社会福祉法人等が運営する福祉施設への受け入れ、及び避難所における介護職員等の派遣について、災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定に基づき要請する。

(資料編9 - 16：災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定)

■情報提供体制の確立

市は、要配慮者に対する情報の伝達等に関して、避難行動要支援者名簿を活用し、迅速かつ的確に実施できるよう福祉関係団体、地域住民及び自主防災組織と連携のもと、情報提供体制の確立に努める。

■避難誘導体制の確立

市、自主防災組織、地域住民及び福祉関係団体等は、互いに連携を図りながら、避難の必要がある要配慮者の避難の介助に努める。

第41節 災害義援金受付（配分）計画

この計画は、災害による被災者を援護するための災害義援金の受付及び配分に関して、必要な事項を定めるものとする。

■義援金の受付及び配分

日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部が義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置し、被害状況に応じて義援金を罹災者に配分する。なお、委員会の運営方法については、北海道災害義援金募集（配分）委員会会則及び災害義援金事業（配分）要綱骨子に基づくものとする。

市長（保健福祉対策部福祉班）は、全国各地からの義援金を受けけるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。

(資料編3 - 1：北海道災害義援金募集（配分）委員会会則)

(資料編3 - 3：災害義援金募集（配分）事業要綱骨子)

第42節 災害応急金融計画

災害による被害の応急復旧及び罹災者の速やかな立ち直りを期すため、応急金融制度の

活用を図る。

(資料編3 - 27 : 各種融資制度の概要)

第43節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。

■実施責任

救助法による救助の実施は、北海道知事が行う。ただし、市長は北海道知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断と責任において救助を実施する。

■救助法の適用基準

救助法による救助は、市の区域で次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

被害区分 市の人口	市単独の場合	被害が相当広範囲な場合（全道2,500世帯以上）	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
富良野市 (15,000人以上 30,000人未満)	50	25	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

適用
1. 住家被害の判定基準 (1) 滅失・・・全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 (2) 半壊、半焼・・・2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20～70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20以上

50%未満のもの。

(3) 床上浸水・・・3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住することができない状態となったもの。

2. 世帯の判定

(1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。

(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

■救助法の適用手続き

1. 市長は、市における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を北海道知事に報告しなければならない。
2. 災害の事態が急迫し、北海道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の措置について指示を受けなければならない。
3. 上川総合振興局長は、前記の報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨を市長に通知するとともに、北海道知事に報告する。北海道知事は、上川総合振興局長からの報告に基づき直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

■救助の実施と種類

1. 救助の実施

北海道知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき必要と認める救助を実施し、市長はこれを補助する。

2. 救助の種類

市長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次の救助については、個別の災害ごとに北海道知事が通知により市長に委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工から20日以内	対象者、対象箇所の選定～市 設置～北海道(委任したときは市)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	市
医療	14 日以内	医療班～北海道・日赤道支部 (委任したときは市)
助産	分娩の日から 7 日以内	医療班～北海道・日赤道支部 (委任したときは市)
災害にかかった者の救出	3 日以内	市
住宅の応急修理	1 月以内	市
学用品の給与	教科書等 1 月以内 文房具等 15 日以内	市
埋葬	10 日以内	市
行方不明者の搜索	10 日以内	市
遺体の処理	10 日以内	市・日赤道支部
障害物の除去	10 日以内	市

(資料編 3 - 1 5 : 災害救助法による救助の概要)

■被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害を受けたと認められる世帯で、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な場合には、申請により被災者生活再建支援金が支給される。

(資料編 3 - 2 7 : 各種融資制度の概要)

第 4 4 節 罹災証明の発行計画

罹災証明の発行に関して、必要な事項を定める。

■実施責任者

総務対策部(調査班)が担当する。

■罹災証明等の交付体制の整備

罹災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査する職員の育成や、罹災証明書に関する行動規程等を整理し、遅滞なく交付できるよう、必要な業務の体制確保に努める。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(資料編4-7：罹災証明書、資料編4-8：罹災証明発行記録)

第45節 土砂災害等二次災害の防止

地震発生による、土砂災害等の二次災害の防災に関して、必要な事項を定める。

■実施責任者

建設水道対策部土木班が担当する。

■土砂災害等二次災害防止の手順

地震によって土留め等基盤が脆弱になった工作物・地形で、降雨により危険が増大する個所の把握を行い、住民・関係機関へ周知する。

(資料編6-1：土石流危険渓流・急傾斜地崩落危険区域・地すべり危険区域一覧)

第46節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給 についての計画は、次のとおりである。

■実施責任者

1. 富良野市

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類暖房用燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めるとともに、調達所要が発生した際には、石油業協同組合と連絡調整を行う。
- (4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

(資料編9-28 災害時における石油類燃料の供給に関する協定)

(資料編9-21 災害発生時における富良野市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応

急・復旧活動の支援に関する協定)

2. 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、北海道石油業協同組合連合会に対し、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）や市長等の要請に基づき円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

3. 北海道経済産業局

灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格変動等の把握及び情報提供を行う。

■石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又は斡旋を求める。

1. 市は、総務対策部 財政班を中心に、関係する 各対策部班と連携して行う。

2. 道は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核 SS、住民拠点 SS 及び北海道地域サポート SS の営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、住民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

■別図1 関係機関相互の情報連絡系統図(被害・火災)

※「電話」はFaxを含む

